

定期性預金: 期日指定定期預金

ご利用いただける方	個人の方
お預入れ期間	最長 3 年 満期日は、この預金の全部または一部(1 万円以上 1 円単位)について、預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。 (ただし、満期日の指定をする場合にはその 1 ヶ月前までに通知する必要があります。) 自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
お預入れ金額/単位	1 円以上～300 万円未満/1 円
適用金利	固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。) 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
利息計算方法	付利単位 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。 なお、預入日から 1 年経過後は 1 万円以上 1 円単位での一部払戻も可能です。 ただし、総合口座の担保となっている場合、総合口座普通預金へ入金します。
税金	分離課税 20%(国税 15%、地方税 5%)となります。(2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されるため 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。)

- 最新の店頭表示利率は、窓口にてご確認ください。
- 原則として、中途解約はできません。
- 満期日までにやむをえず解約された場合は、別途中途解約利率が適用されます。
- 事業を営まない個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。
- 店頭に説明書をご用意しております。
- この預金は、預金保険機構の保護対象商品です(元金 1,000 万円までとそのお利息)。